

## 米沢市立病院・三友堂病院（CM）共同公募型プロポーザル実施要項

### I 趣旨

米沢市は、山形県の最南端に位置し、3市5町からなる置賜地域の中核市として地域の発展に貢献している。

米沢市の急性期医療は、置賜二次保健医療圏の基幹病院である米沢市立病院（以下「市立病院」という。）と基幹病院に準ずる病院の三友堂病院が主に担っているが、両病院の医師の不足や高齢化により救急医療体制の維持が相当厳しい状況になってきたことから、救急医療を含めた急性期医療の維持・強化に向けて、市立病院が急性期医療を三友堂病院が回復期医療をそれぞれが担うとした、米沢市の医療連携のあり方を示したところである。

また、両病院が現在使用している建物は、老朽化・狭隘化の問題や耐震化への対応が喫緊の課題となっていることから、市立病院・三友堂病院新病院建設事業（以下「本事業」という。）を実施する。なお、建設場所は、緊密な医療連携を進めていくために、現市立病院敷地に両病院を建設するが、より地域医療構想に沿った米沢市の医療連携の理想形に近づけるように、回復期医療を担う三友堂リハビリテーションセンター（以下「三友堂リハビリ」という。）と三友堂病院を集約して1つの病院として建設する。

この要項は、市立病院と三友堂病院（三友堂リハビリを含む。以下同じ）が機能分化を進めながら医療連携の形を構築していくことと、平成35年度までに両病院が同時に新病院の開院を目指していくという、重要課題を効率的・効果的かつ経済的に進めていくために、市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

なお、両病院の建設場所は、現在の市立病院敷地としており、市立病院が診療を継続しながら建設するため、両病院の建物の近接を優先させた場合に、既存の建物を取り壊した跡地に建設するという選択肢もあり、両病院の同時開院が難しい場合もあるが、その場合であっても、機能分化した市立病院は平成35年度までに開院する。

### II 業務の概要

#### 1 米沢市立病院・三友堂病院新病院建設事業基本計画策定支援業務（以下「業務1」という。）

##### (1) 予算額

##### ① 市立病院

16,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

##### ② 三友堂病院

8,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

##### (2) 履行期間

契約締結の日から平成31年1月31日まで

##### (3) 業務概要

「米沢市立病院・三友堂病院新病院建設事業基本計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書1」という。）参照

## 2 米沢市立病院・三友堂病院新病院建設事業設計・施工マネジメント業務（以下「業務2」という。）

### (1) 予算額

平成31年度以降の予算額

### (2) 履行期間（予定）

契約締結の日から平成36年3月31日まで

### (3) 業務概要

「米沢市立病院・三友堂病院新病院建設事業設計・施工マネジメント業務仕様書」（以下「仕様書2」という。）参照

## Ⅲ 対象事業

### 1 米沢市立病院

#### (1) 事業名称

新米沢市立病院建設事業

#### (2) 事業内容

新米沢市立病院の建設とその後に機能移転や引っ越し等を行い、開院後に既存施設の解体撤去とその後に立体駐車場を含めた駐車場等の外構工事を行うものとする。

#### (3) 建設場所

山形県米沢市相生町6番36号（現在地）

#### (4) 建物規模（予定）

延床面積約24,000㎡

#### (5) 病床規模（予定）

300床程度

#### (6) 概算事業費

180億円程度

※ 概算事業費には、基本設計、実施設計、建設費、工事監理費、什器・備品購入費、医療機器購入費、解体費、外構整備費、移転費用など本事業で想定される全ての費用を含む。

#### (7) 完了（予定）

建設工事、機能移転及び開院を平成35年度まで（6月から11月までを目途）に完了し、解体撤去及び外構整備を可能な限り短期間で完了させる。

#### (8) 発注方法

本事業の発注方法は、基本計画策定期間中に決定する。

コンストラクション・マネジメント事業者（以下「CM事業者」という。）と別途契約する医療系コンサルタントの両者については、業務1の成果により有用性が確認できれば、引き続き業務2についても別途契約することを想定

## 2 三友堂病院

### (1) 事業名称

新三友堂病院建設事業

### (2) 事業内容

新三友堂病院の建設とその後に機能移転や引っ越し等を行うものとする。

### (3) 建設場所

山形県米沢市相生町6番36号（現市立病院敷地）

### (4) 建物規模（予定）

延床面積約15,000㎡

### (5) 病床規模（予定）

250床程度

### (6) 概算事業費

50億円～70億円

※ 概算事業費には、基本設計、実施設計、建設費、工事監理費、什器・備品購入費、医療機器購入費、外構整備費、移転費用など本事業で想定される全ての費用を含む。

### (7) 完了（予定）

建設工事、機能移転及び開院を平成35年度まで（6月から11月までを目途）に完了することを目指す。

### (8) 発注方法

本事業の発注方法は、基本計画策定期間中に決定する。

CM事業者と別途契約する医療系コンサルタントの両者については、業務1の成果による有用性を確認しながら、業務2について契約の必要性を含めて検討する。

## IV 参加資格及び条件

### 1 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 参加の意思表示をした日から当該業務の契約を締結する日までに、米沢市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成4年4月1日施行）に基づく指名停止、米沢市が行う事務及び事業からの暴力団排除の推進に関する要綱（平成25年公示第41号）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者
- (4) 次の①又は②の業務（以下「CM業務」という。）のうち、いずれかの段階について、同種業務（本要項V7(2)①に定める部分、以下同じ）又は類似業務（本要項V

7(2)②に定める部分、以下同じ)を平成20年4月1日以降に受託し、履行した実績があること。この場合において、許可病床数が200床以上の病院の新築、増築又は改築(大規模改修工事を含む。)に係るCM業務の実績を1件以上有することとし、基本計画策定支援の実績があることが望ましい。なお、許可病床数200床以上の病院の受託実績については、再委託による実績を認める。

- ① 基本構想・計画、設計者選定、設計、施行者選定、施工の各段階において、技術的な中立性を保ちつつ発注者の立場に立った、基本構想・計画策定支援、設計者選定支援、設計の検討、工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種マネジメント業務(2002年国土交通省『CM方式活用ガイドライン』参照)
  - ② 日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM(コンストラクション・マネジメント)業務委託契約約款・業務委託書(2009年6月改訂)」の業務委託書(以下「CM業務委託書」という。)に記載の「1 基本計画段階」、「2 基本設計段階」、「3 実施設計段階」、「4 工事発注段階」、「5 工事段階」の業務
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、かつ、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。この場合において、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士の資格又は日本コンストラクション・マネジメント協会認定コンストラクション・マネージャー(以下「CCMJ」という。)の資格を有する者を各々2名以上雇用している者。なお、1人が複数の資格を有している場合は、いずれかを1名と数える。
- (6) 業務1及び業務2(以下「本業務」という。)を総括的に技術面から管理する責任者(以下「管理技術者」という。)として、CCMJ及び一級建築士の資格並びにCM業務の実績を有する者を本業務が完了するまで配置できる者。この場合において、管理技術者は、組織に所属され6か月以上の恒常的な雇用関係があること。

## 2 業務実施上の条件

本業務の実施に当たっては、次の条件を満たすものとする。

### (1) 業務の再委託

契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得ること。

### (2) 管理技術者の資格及び要件

CCMJ及び一級建築士の資格を有し、建築工事に係る管理技術者としてCM業務に携わった実績がある者を配置すること。

### (3) 各分野の主任担当者の資格及び実績要件

各分野の主任担当者は、以下の資格を有し、CM業務に携わった実績がある者を配置すること。

#### ① 建築(総合)

資格：CCMJ及び一級建築士

② 建築（構造）

資格：構造設計一級建築士又は一級建築士のいずれか

③ 電気設備

資格：設備設計一級建築士、建築設備士又は一級建築士のいずれか

④ 機械設備（給排水衛生・空調換気）

資格：設備設計一級建築士、建築設備士又は一級建築士のいずれか

⑤ 建設コスト管理

資格：建築コスト管理士又は建築積算士のいずれか

⑥ 工事施工計画

資格：一級建築施工管理技士

⑦ 入札契約計画

資格：CCMJ及び一級建築士

(4) 管理技術者等の兼務

管理技術者及び各分野の主任担当者は、各々1名配置すること。

管理技術者は、建築（総合）又は入札契約計画の主任担当者との兼務を認める。  
（両方を兼務することはできない。）

建築（総合）主任担当者は、入札契約計画主任担当者との兼務を認める。

建設コスト管理及び工事施工計画の主任担当者は、業務に支障を来さない範囲において他の主任担当者との兼務を1分野に限り認める。

3 参加等に対する制限

本業務の受注者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後発注する本事業に係る設計・施工の受注者となることはできない。

V 参加表明

プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の書類を提出すること。

1 提出書類

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 経営状況調書（様式2）
- (3) 許認可一覧表（様式3）
- (4) 営業所一覧表（様式4）
- (5) 参加者資料（様式5～14をまとめ、左上ホチキス留めとする。）
  - ① 参加者に所属する有資格者数（様式5）
  - ② 参加者の同種・類似業務実績（様式6）
  - ③ 管理技術者の経歴等（様式7）
  - ④ 各主任担当者の経歴等（様式8～14）

(6) 技術者の資格及び実績の確認資料（左上をホチキス留めとする。）

(7) 概算見積書・積算内訳書（様式任意）

## 2 提出部数

正本1部 副本8部

## 3 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、特定記録、簡易書留又は書留のいずれかの方法により提出期限までに必着とし、到着の有無を提出場所に確認すること。なお、持参の場合は受領時窓口にて、郵送の場合は送達時FAXにて、提出書類受領確認書を発行する。

## 4 提出期間

平成30年6月15日（金）から平成30年6月25日（月）まで

## 5 受付時間

午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

## 6 提出場所

下記「XVI 提出先・問い合わせ先」

## 7 提出書類の記入上の留意事項

### (1) 参加者に所属する有資格者数（様式5）

対象となる資格は、CCMJ等の記載のとおりとする。

### (2) 参加者の同種業務及び類似業務の実績（様式6）

次の①又は②に該当するCM業務の業務実績を5件以内で記入すること。実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ関わった担当CM業務の種類が多いものから順に記入すること。この場合において、記入した業務については、契約書の写し、業務の完了が確認できるもののほか、用途、規模、構造が同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を参考資料として添付すること。この場合において、参考資料に守秘義務等があり開示できない部分がある場合は、開示できない部分を削除（塗潰し）した上で添付すること。

#### ① 同種業務

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事」、「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」又は「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事で、延床面積10,000㎡以上の建築物（事務所機能が含まれるものに限る。）の新築、増築又は改築（大規模改修工事を含む。）に伴って行われたCM業務のうち、平成20年4月1日以降に発注され、参加表明書の提出日までに完了（各段階の一部が完了でも可とする。）しているもの。この場合において、公的医療機関のうち200床以上の病院に係るものを上位の評価とする。

#### ② 類似業務

平成21年国土交通省告示第15号別添2による建築物の類型4から12までのうち第2類に該当し、延床面積10,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（大規模改修工事を含む。）に伴って行われたCM業務のうち、平成20年4月1日以降に発注され、参加表明書の提出日までに完了（各段階の一部が完了でも可とする。）しているもの。この場合において、医療法第1条の5第1項に定める病院のうち200床以上のものを上位の評価とする。

### (3) 管理技術者及び各業務主任担当者の経歴等（様式7～14）

業務の実績については、上記(2)「参加者の同種業務及び類似業務の実績」に準じて記入すること。また、様式7、8、12、13、14の担当区分において他の主任担当者と兼務する場合は、兼務する分野を記入すること。

### (4) 概算見積書・積算内訳書の留意事項

概算見積書は、消費税額及び地方消費税額を含むものとし、業務1と業務2を分けて作成すること。また、業務2に関しては、デザインビルド方式（基本設計一括型）を想定し、積算内訳書に基本設計段階、設計・施工者選定段階、実施設計段階、工事段階ごとの金額が分かるように記載すること。

## 8 参加資格審査

提出書類を基に市立病院事務局（以下「事務局」という。）で参加資格を審査し、資格適合者にはプレゼンテーション参加要請書（様式16）を送付する。この場合において、資格適合者が5者を超える場合は、事務局で資格適合者の客観評価点を審査し、客観評価点数が上位5者までの者を選定し、プレゼンテーション参加要請書を送付する。なお、客観評価点数が同点の場合は、業務1及び業務2の概算見積金額が低額の者から上位とし、概算見積金額が同額の場合は、くじ引きによって上位の者を決定する。

## 9 評価基準

(1) 客観評価の評価基準は、次のとおりとする。

評価項目		評価基準	
客 観 評 価	参加者の評価	有資格者数	有資格者の人数を評価する。
		同種業務及び類似業務の実績	実績の種類、件数について評価する。
	管理技術者及び各主任担当者の業務実績	同種業務及び類似業務の実績	次の順で評価する。 ①同種業務の実績 ②類似業務の実績 ③それらに携わった立場を評価する。

## VI 業務提案

プレゼンテーション参加要請書の送付を受けた者（以下「提案者」という。）は、次の書類を提出すること。

### 1 提出書類（業務提案書）

- (1) 業務提案書提出届（様式15）
- (2) 業務実施方針
- (3) テーマ別業務提案

### 2 提出部数

正本2部 副本8部

### 3 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は特定記録、簡易書留または書留のいずれかによることとし、提出期限までに必着とすること。また、到着の有無について、提出先へ確認すること。なお、持参の場合は受領時窓口にて、郵送の場合は送達時FAXにて、提出書類受領確認書を発行する。

### 4 提出期間

平成30年6月29日（金）から平成30年7月5日（木）まで

### 5 受付時間

午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

### 6 提出場所

下記「XVI 提出先・問い合わせ先」

### 7 提出書類の記入上の留意事項

#### (1) 業務実施方針

業務実施方針は、次の項目ごとにA4判片面1枚で簡潔に記載すること。

- ① 本業務に対する提案者の取組方針と体制
- ② 業務担当チームの特徴
- ③ 業務上、特に配慮する事項

#### (2) テーマ別業務提案

テーマ別業務提案は、次のテーマ①～⑤についてテーマごとにA4版又はA3判片面で簡潔にまとめること。なお、作成に当たっては、米沢市の地域特性や周辺環境との調和等を十分に理解した上で行うこと。

#### 【テーマ①】

効果的な発注方法について

#### 【テーマ②】

設計・施工時のコスト及び品質管理の具体的手法について

#### 【テーマ③】

2病院を同一敷地に機能的かつ効率的に建設するための手法について



<p>【テーマ④】</p> <p>工事期間中の市立病院や近隣に対する騒音・振動や車両・歩行者の交通などへの対策について</p>
<p>【テーマ⑤】</p> <p>自由提案（独自のアイディアなど）</p>

(3) 業務実施方針及びテーマ別業務提案の共通事項

- ① 提案は、文章での表現を原則とし、文字の大きさは12ポイント以上を基本とすること。文章を補完するために必要な概念図、表、グラフ、イメージ図等を使用する場合は、わかりやすく簡潔にまとめること。
- ② 提案者を特定することができる内容（社名や実績の名称など）の記載は行わないこと。

7 評価基準

業務提案書評価の評価基準は、次のとおりとする。

評価対象	評価の着目点
業務実施方針	業務への取組体制等、取り組む意欲の高さ、積極性、発注者を支援する姿勢、業務への工夫・配慮 等
	担当チームの特徴、管理技術者及び各主任担当者の技術力の高さ、チーム配置の適性 等
	業務上特に配慮する事項、業務内容、業務の背景や課題等の理解度、総合的見地からの考え方や的確性 等
テーマ別業務提案（5テーマ）	今までの経験と実績を踏まえた専門性や技術力、テーマに対する的確性や実現性、業務内容や与条件に対する理解度、敷地に対して機能的で効果的な建物配置

VII プレゼンテーション

「プレゼンテーション実施要項」に基づき実施する。

1 実施日時（予定）

平成30年7月8日（日）午前9時より

- (1) 提案者数などにより日時を変更する場合がある。
- (2) プレゼンテーションは、非公開とする。

2 実施場所

市立病院講義室（中央診療棟・病棟3階）

3 実施時間

1提案者につきプレゼンテーションを30分とし、その後、ヒアリングを20分程度設ける。

4 説明者

説明者については、本業務を担当する管理技術者を含めた提案者に所属する者のう

ち3名以内とする。

## **VIII 提案者の失格**

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- 1 「IV 参加資格及び条件」を満たさなくなった場合
- 2 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- 3 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- 4 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- 5 その他審査委員会が失格と認めた場合

## **IX 提案者の評価及び選定**

### **1 評価及び選定の方法**

提案者の評価は、市立病院と三友堂病院の職員で構成する「米沢市立病院・三友堂病院（CM）共同公募型プロポーザル委員会」（以下「委員会」という。）が、米沢市立病院・三友堂病院共同公募型プロポーザル評価要項に基づき実施する。委員会は、得点が最上位のものを最優秀者（契約予定事業者）として決定し、次に得点が高かった者から第2位以降の順位を決定する。得点と同じ者が複数いる場合は、業務1と業務2の概算見積金額が低額の者から上位とし、概算見積金額が同額の場合は、委員会委員の投票で決定する。この場合において、参加者が1者の場合であっても選定を実施する。なお、業務提案書評価が260点を超える者が1者もない場合は、最優秀者なしとする。また、委員会での選定内容は非公開とする。

### **2 選定結果の通知**

選定結果は、提案者全員に対して書面及び電子メールにて通知する。

### **3 選定結果の公表**

選定結果については、次の内容を市立病院と三友堂病院のホームページで公表する。

- (1) 最優秀者の名称
- (2) 次点の提案者の名称

## **X 契約**

### **1 業務1の契約締結**

#### **(1) 契約方法**

契約予定事業者と協議し、業務提案書の内容を反映した仕様書に調整した後で契約を締結する。契約の手続きは、米沢市契約規則（昭和53年3月30日規則第5号）の規定によるものとし、この契約の手続きの完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。

なお、発注者と契約予定事業者が契約を締結するまでの間に、条件等に隔たりがあり契約に至らないことが判明した場合、失格事項が判明した場合、又は契約予定事業者が辞退した場合は、次点の提案者を契約予定事業者とし、契約に向けた協議を行う

ものとする。この場合において、契約予定事業者に生じる損害について、発注者は一切の責任を負わないものとする。

契約予定事業者との契約締結が可能となった場合は、本業務に係る随意契約の相手方として見積書を徴収するものとする。

## (2) 契約金額

### ① 業務 1

#### ア 市立病院

16,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

#### イ 三友堂病院

8,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 業務 2 の契約締結

### (1) 契約方法

業務 1 の成果により有用性を確認しながら、業務 2 の契約を検討する。契約に当たっては、業務 2 に係る予算の米沢市議会の議決及び三友堂病院理事会の承認を条件とする。なお、発注者の都合により、各段階の業務ごとの契約となる場合や仕様書に記載した内容を見直して契約する場合がある。

### (2) 契約金額

各段階の予算として計上する額以内

## XI プロポーザルの中止等

やむを得ない理由により、プロポーザルを実施できないと認められるときは、延期又は中止する場合がある。この場合において、プロポーザルに要した費用を発注者に請求することはできない。

## XII 質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問用紙（任意様式）により提出すること。口頭による質問は受け付けないものとする。

### 1 提出期限

平成 30 年 6 月 15 日（金）から平成 30 年 6 月 21 日（木）まで

### 2 提出方法

電子メールによる提出のみとする。

### 3 提出先

下記「XVI 提出先・問い合わせ先」に提出すること。

### 4 回答方法

質問受付後、随時市立病院及び三友堂病院のホームページに質問及び回答を掲載する。なお、質問の内容によっては、回答までに時間要する場合があるため、提出書類やプレゼンテーションなど期限が定められているものの質問は早目に提出すること。

### XIII 費用負担

プロポーザルへの参加は、無報酬とする。また、プロポーザル参加準備から契約締結までに係る経費は、全て参加者の負担とする。

### XIV プロポーザルに関する公告、公表、説明等

#### 1 公告

参加資格、条件、業務内容その他プロポーザルに必要な事項について公告する。この場合において、市立病院及び三友堂病院のホームページにその内容を公表する。

#### 2 要項、様式等の配布

##### (1) 配布期間

平成30年6月15日（金）から平成30年7月5日（木）まで

##### (2) 配布方法

市立病院又は三友堂病院のホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

(URL <http://yonezawa-city-hospital.jp/> 又は <http://www.sanyudo.or.jp/>)

#### 3 事業概要の説明等

(1) 参加者から希望があれば、事業概要の説明のほか、既存の病院に関する資料の提示、現地の案内を可能な範囲で行うものとする。

(2) 期間は、平成30年6月15日（金）から平成30年6月22日（金）までの平日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、事前に電話予約すること。

### XV その他

1 プロポーザル及び契約に係る業務において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨(円)、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

2 提出された書類は、一切の返却を行わないものとする。

3 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、米沢市情報公開条例(平成12年米沢市条例第39条)に基づき開示する場合がある。

4 発注者は、提出書類を保存及び記録し、契約予定事業者のものについて、プロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、利用できるものとする。なお、利用の際の使用料等は無償とする。

5 参加者は、プロポーザルのために提供された資料を、プロポーザルに係る検討以外での目的で使用することはできない。また、プロポーザルに当たって知り得た情報を発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。

6 提案者は、1つの提案しかできない。

7 参加者は、提出書類の変更や再提出をすることができない。ただし、提出書類に脱

漏又は不明確な表示等があり、委員会が変更の必要を認めたときはこの限りではない。  
また、委員会がプロポーザルの実施に必要と認めた場合は、真にやむを得ない理由がない限り追加資料を提出しなければならない。

- 8 提出書類に記載した管理技術者及び各主任担当者は、特別な理由があると発注者が認めた場合を除き変更できない。ただし、発注者が管理技術者又は各主任担当者を不適切と判断した場合は、契約予定事業者（又は受注者）と協議し、変更することができる。

## XVI 提出先・問い合わせ先

米沢市立病院事務局総務課病院建設準備室 高橋 允（たかはし まこと）  
〒992-8502 山形県米沢市相生町6番36号 米沢市立病院管理棟・外来棟3階  
TEL(0238)22-2450(代) (内線 4303) FAX(0238)22-2876  
E-mail bsoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

### 【参考】日程（予定）

年 月 日	内 容
平成30年6月15日（金）	本要項の公表（仕様書等含む）
平成30年6月21日（木）	質問の受付期限
平成30年6月25日（月）	参加資格審査申請及び参加申込の書類提出期限
平成30年6月29日（金）	プレゼンテーション参加要請書の送付
平成30年7月 5日（木）	業務提案書の提出期限
平成30年7月 8日（日）	提案者プレゼンテーション審査
平成30年7月10日（火）	選定結果の通知